

公的医療保険未加入外国人患者様の診療費について

患者様・ご家族様の皆様へ

当院の医療資源の整備は日本国民が負担する保険料や税金で成立しており、外国人患者様にも日本国民と同等のご負担をお願いすべきと考えられます。つきましては、日本国籍を有さず、かつ日本国内で有効な公的医療保険制度に加入していない患者様（以下、外国人患者様）の診療等においては、正確な病状把握や治療説明のために通常の診療よりも多くの時間を要します。また、それに伴い事務手続きも複雑化いたします。当院では、こうした外国人診療特有の追加的費用に鑑み、診療費を以下の基準で算定しております。

【算定基準】

日本の社会保険診療報酬点数 1 点につき、1 9 円を乗じた金額を申し受けます。
この単価は、厚生労働省の指針に基づき、外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関の料金設定を基準として、適切に算定しております。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。

社会医療法人会孝仁会 札幌孝仁会記念病院

2026年9月1日